

平成 20 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 20 年 5 月 30 日開会

柳泉園組合議会

平成20年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第1号	2
・指定第1号	3
・会期の決定	4
・会議録署名議員の指名	5
・選任第1号	5
・諸般の報告	5
・行政報告	6
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 3
・○閉 会	3 5

平成20年第2回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成20年5月30日 開会

議事日程

- 1 仮議席の指定
 - 2 選挙第1号 議長の選挙
 - 3 指定第1号 議席の指定
 - 4 会期の決定
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 - 7 諸般の報告
 - 8 行政報告
 - 9 議案第9号 平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算
-

1 出席議員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小山 慣一 | 2番 野島 武夫 |
| 3番 上田 芳裕 | 4番 板垣 洋子 |
| 5番 小峰 和美 | 6番 相馬 和弘 |
| 7番 長谷川 正美 | 8番 原 まさ子 |
| 9番 粕谷 いさむ | |

2 関係者の出席

- | | |
|------------|-------|
| 管理者 | 野崎 重弥 |
| 副管理者 | 星野 繁 |
| 副管理者 | 坂口 光治 |
| 助 役 | 森田 浩 |
| 会計管理者 | 小林 尚生 |
| 東久留米市環境部長 | 橋爪 和彦 |
| 西東京市生活環境部長 | 斎藤 静男 |

清瀬市市民生活部長

金子 宗 助

3 事務局・書記の出席

総務課長

涌 井 敬 太

施設管理課長

永 井 清

施設管理課主幹

中 村 清

技術課長

櫻 井 茂 伸

技術課主幹

大 場 俊 美

資源推進課長

中 野 博 利

書記

山 田 邦 彦

書記

浜 田 伸 陽

書記

本 間 尚 介

午前 9時59分 開会

○副議長（粕谷いさむ） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成20年第2回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○副議長（粕谷いさむ） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

○副議長（粕谷いさむ） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員にて指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、西東京市の代表委員であります相馬和弘議員にお願いいたします。

○6番（相馬和弘） それでは、議長に東久留米市選出の上田芳裕議員を指名いたします。

○副議長（粕谷いさむ） お諮りいたします。ただいま代表委員によって指名いたしました上田芳裕議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（粕谷いさむ） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました上田芳裕議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました上田芳裕議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。当選受諾及びごあいさつをお願いいたします。

○議長（上田芳裕） おはようございます。ただいま御指名をいただきました東久留米市の上田芳裕でございます。御案内のように、前議長が本会議の議長になりました関係でこのような選挙となったというふうに私は理解しております。前議長に引き続きまして、当該組合議会の発展のために一生懸命努力をさせていただきますので、皆様の御理解、そして御協力をよろしくお願いしたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

○副議長（粕谷いさむ） それでは、議事進行を交代いたしまして上田議長にお願いいたします。

○議長（上田芳裕） それでは、議事日程に従いまして続けさせていただきます。

○議長（上田芳裕） 「日程第3、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。議員氏名と議席の番号を職員に朗読させます。

○総務課長（涌井敬太） 朗読させていただきます。

1番、小山慣一議員。

以上です。

○議長（上田芳裕） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

それでは、今定例会より柳泉園組合議員となられました東久留米市、小山議員に一言ごあいさつをお願いいたします。

○1番（小山慣一） おはようございます。東久留米の小山慣一でございます。前の篠宮

正明議員から交代をいたしました小山慣一でございます。皆様方の御指導をいただきたく思います。それと、5年前から2年間、柳泉園議会議員として私も経験があります。3年ぐらいのブランクがありますが、様相が変わっていると思います。先ほど申し上げましたとおり、御指導をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（上田芳裕） 続きまして、「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、5月22日に代表者会議が開催されておりますので、当日御出席いただきました相馬和弘代表委員に報告を求めます。

○6番（相馬和弘） おはようございます。去る5月22日、代表者会議が開催をされまして、平成20年第2回柳泉園組合議会定例会について協議をしておりますので、御報告を申し上げます。

平成20年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月30日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」について行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第9、議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算」を上程し、採決いたします。

なお、平成20年度柳泉園組合議会研修視察の日程につきまして、10月22日、水曜日ということで、代表者会議においては決定をいたしております。視察場所につきましては、千葉県木更津市の株式会社かずさクリーンシステム、君津地域広域廃棄物処理施設及び君津市の新日本製鉄株式会社君津製鉄所、プラスチックリサイクル施設の2カ所ということで、事務局で調整中でございます。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（上田芳裕） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（上田芳裕） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第5番、小峰和美議員、第6番、相馬和弘議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（上田芳裕） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

小山慣一議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 異議なしと認めます。よって、小山慣一議員を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（上田芳裕） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いをいたしたいと思います。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） 改めまして、おはようございます。平成20年柳泉園組合議会第

2 回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

各市とも第 2 回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日、私ども柳泉園組合議会に出席をいただきまして、大変ありがとうございます。本定例会におきましては、行政報告の中で 2 月から 4 月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきます。また、本日、御提案申し上げます議案は 1 件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第 2 回定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

○議長（上田芳裕） 続きまして、「日程第 8、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきたいと思いますが、その前に 4 月 1 日付で構成市及び柳泉園組合におきまして職員の人事異動がございましたので、紹介させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（上田芳裕） はい、どうぞ。

○助役（森田浩） それでは、まず構成市関係でございますが、東久留米市の小山満環境部長の後任といたしまして、橋爪環境部長でございます。

○環境部長（橋爪和彦） よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 次に、会計管理者でございます。関会計管理者の後任であります東久留米市会計課長の小林会計管理者でございます。

○会計管理者（小林尚生） 小林です。よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員でございますが、涌井総務課長でございます。

○総務課長（涌井敬太） 涌井でございます。よろしく申し上げます。

○助役（森田浩） 中野資源推進課長でございます。

○資源推進課長（中野博利） 中野でございます。よろしく願いいたします。

○助役（森田浩） 大場技術課主幹でございます。

○技術課主幹（大場俊美） 大場でございます。よろしく願いいたします。

○助役（森田浩） 永井施設管理課長でございます。

○施設管理課長（永井清） 永井でございます。よろしく願いいたします。

○助役（森田浩） 中村施設管理課主幹でございます。

○施設管理課主幹（中村清） 中村です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成20年2月から平成20年4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務についてでございますが、2月13日及び26日に柳泉園組合周辺自治会臨時協議会を東久留米市及び東村山市合同で開催し、平成20年度以降の広域支援による小金井市の可燃ごみの受け入れについて協議をさせていただきました。周辺自治会の皆様方にはさまざまな厳しい御意見等をいただきましたが、最終的には平成20年第1回定例会で御報告させていただきました3項目の条件を付して平成22年3月までの受け入れについて御理解をいただいたところでございます。

次に、2月14日に関係市の清掃担当部課長等をもって構成する柳泉園組合事務連絡協議会を開催し、平成20年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）について協議いたしました。

次に、（2）の小金井市のごみの受け入れについてでございますが、小金井市に対するごみ処理広域支援の継続につきましては、周辺自治会協議会及び柳泉園組合議会等での協議及び審議をいただき、3項目の条件を付して、平成22年3月までの受け入れの継続を決定したところでございます。今回、その条件の1つであります平成20年3月末までに建設場所の候補地を数カ所に絞り込むとの件について、小金井市より市民検討委員会において5カ所の候補地が選定されたとの報告が3月25日付で文書をもって組合管理者あてに届きましたので、当面の条件は履行されたものと判断し、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づき、4月1日付で小金井市と可燃ごみ焼却処理委託契約を締結させていただきました。詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきたいと思っております。

次に、2の見学者の状況でございますが、表1に記載のとおりでございます。今期は9件、283人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が3件、208人でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

3のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4の監査についてでございますが、両監査委員において2月28日に例月出納検

査が行われております。

続きまして、5の契約の状況につきましては、今期は5件の工事請負契約及び16件の委託契約を行っております。その状況につきましては「行政報告資料」に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表3-1とおおり、1万8,062トンで、これは昨年同期と比較いたしまして2,315トン、11.4%減少しております。ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表3-2から表3-4に記載のとおりでございます。昨年同期と比較し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、すべてで減少しております。特に、不燃ごみにつきましては、一昨年10月から清瀬市及び東久留米市、また、昨年10月より西東京市で容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことにより、搬入量が昨年同期と比較し、3市合計で982トン減少してございます。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援実施協定に基づく小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、この期は110トンの可燃ごみを受け入れました。この結果、小金井市の可燃ごみを含めましたこの期の総搬入量は1万8,172トン、昨年同期と比較いたしまして2,205トン、10.8%の減少でございます。

次に、5ページの表3-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。また、表4-1及び表4-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

表5は、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,073トンで、昨年同期と比較して21トン、1.0%増加しております。

続きまして、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートは順調に稼働しております。

次に、クリーンポートにおける今期の主な整備状況ですが、3号炉の定期点検整備補修を実施し、完了いたしております。

次に、柳泉園クリーンポートにおける処理状況でございますが、7ページの表6に記載させていただいておりますが、構成3市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック

ク類等可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして746トン、41.7%減少しております。また、排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもと、1月23日に実施いたしました。ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、7ページの表7から8ページの表9に記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

次に、9ページでございますが、不燃、粗大ごみ処理施設の稼動状況でございます。今期も順調に不燃ごみ等の破碎処理を行っております。記載のとおり、消防設備保守点検、磁選機修理、トロンメル補修等を実施いたしております。また、不燃ごみ等の処理の状況につきましては、表10に記載してございます。容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、不燃、粗大ごみ処理施設の処理量は昨年同期と比較して988トン、37.5%の減と大幅な減少傾向にございます。また、リサイクルセンターにつきましては、記載の定期点検整備補修、電気設備保守点検を実施し、今期も順調に資源物の資源化に努めているところでございます。その状況につきましては、9ページ、表11に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、3の焼却残渣の最終処分場への搬出でございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,331トンで、これは昨年同期と比較して348トンの減少となっております。なお、小金井市の可燃ごみ焼却に伴う焼却残渣を含めました総搬出量は2,346トンで、昨年同期と比較いたしまして333トンの減少でございます。搬出状況は10ページ、表12に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。不燃、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋立処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、10ページ、表13に記載のとおりでございます。

次に、11ページに記載のし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は566キロリットルと、昨年同期の590キロリットルに比べまして24キロリットル、4.0%の減少でございます。表14-1から表14-4に搬入状況の詳細を記載してございます。また、13ページの表15でございますが、し尿処理施設における下水道放流水測定結果を記載してございます。結果はそれぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページに記載の施設管理関係についてでございます。各施設の利用状

況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は2.1%の増、テニスコートは13.8%の減、室内プールは13.6%の減、浴場施設は3.8%の減となっております。詳細につきましては表16-1、表16-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表17に記載のとおりでございます。

次に、15ページの施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表18及び表19に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては基準に適合いたしてございます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） さらに補足説明があれば求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、補足説明をさせていただきます。

行政報告の関係資料の2、小金井市可燃ごみ広域支援についての御説明を申し上げます。27ページをごらんください。

可燃ごみ焼却処理委託契約でございますが、平成20年度は小金井市と4月1日に受託契約を1年間締結いたしまして、処理委託量は435トン以内、前年度の計画量489トンに対し11%の減、前年度柳泉園組合に搬入された量452トンとの比較では4%の減の可燃ごみを受け入れる予定でございます。

前年度の契約との相違点は、委託契約の第8条の2項、「小金井市が平成21年2月までに新ごみ処理施設の候補地（建設場所）を決定することができない場合、可燃ごみの受け入れを中止または変更することができる」を追加しております。処理委託料につきましては、1トン当たり4万5,000円とし、詳細については30ページをごらんください。算出方法といたしましては、平成19年度と同様な算出方法で、平成18年度の決算処理単価、関係市負担金と東久留米市環境整備負担金を合計いたしまして1,000円未満を切り捨てて処理単価としております。

31ページをごらんください。平成19年度の受託処理量を記載しております。

小金井市との年間、5月1日から3月31日でございますが、可燃ごみの搬入計画量は489トンで、実質に柳泉園組合に搬入された量は452トンでありました。契約受託量に比ばまして約8%の減となっております。

32ページをごらんください。

先ほどもお話ししましたが、平成20年度は435トンを受け入れる予定でございます。

平成20年4月の搬入実績は、搬入日数6日、搬入台数21台で、搬入量は54トン310キログラムとなっております。

続きまして、33ページ、34ページをごらんください。

小金井市の新焼却施設建設候補地の選定審議状況でございますが、小金井市市民検討委員会では、3月25日付の柳泉園組合に対する文書の報告によりますと、5カ所の候補地でしたが、その後に開催した委員会で4月25日の小金井市の報告によりますと、候補地の民有地が他の開発計画が進行中ということで削除となり、現在4カ所の候補地となっております。小金井公園、武蔵野公園区域の都有地の2カ所、ジャノメシン工場の跡地の市有地、その他として二枚橋焼却場用地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（上田芳裕） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑を行いたいと思います。質問のある方、おられますか。

○7番（長谷川正美） 報告の内容と直接関係する話ではないんですけども、中国四川でも大変大きな地震があって、国内においても最近では柏崎刈羽での地震の発電所の被害等がありまして、あそこでもクレーンが稼動しなくなったということが、ある意味では決定的に発電所の運営ができなくなった一つの理由になっているわけですけども、いろんな意味で、中越地震のときはどこでしたかね、少し忘れちゃったけども、煙突が壊れてしまったということもあって、耐震対策がこういったことの中でどう考慮されているのか、あるいは対策をとられているのかということをお伺いさせていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、クリーンポートの耐震関係なんですけども、建設時に耐震構造の計算をしております、それでいきますと大体震度7と言われているんですが、今、議員がおっしゃるように、建築物は確かにその7では対応してまして、煙突もちゃんと特別に計算をしております。ですから、そちらについてはあんまり問題ないとは思っているんですが、ただ、クレーンになりますと御存じのようにレール上を動いたりとかします、タイミングによってレールから脱線してしまうということは考えられると思います。

○7番（長谷川正美） わかりました。

それからもう1点、言葉が少し、この書面の9ページのトロンメル補修というのが、これは何の話だったかなと思って、少し私、わからないもので、よろしくお願いいたします。

○資源推進課長（中野博利） トロンメルは、不燃物が搬入されたときに破碎をかけまして、その後不燃物と可燃物系とを分ける機械でございます。要は、ドラム缶を横にしたような形の穴があいていまして、そこに不燃物系のものと可燃物系のものとを分けるような形になっております。

○4番（板垣洋子） では、質問させていただきます。

ページでいいますと7ページと8ページになるかと思うんですけども、クリーンポートの下水道放流水の測定結果が詳しく出ているんですけども、前回のときよりも詳しい資料が出ているわけで、その中で前回なかった詳しいものの中に不検出ではないものが幾つかあるので、そのことについて補足をお願いしたいと思います。

それから、契約にいての質問なんですけど、こちらを今、質問してもよろしいですか。

○議長（上田芳裕） ええ、どうぞ。

○4番（板垣洋子） 資料の中で、これは予算書に照らし合わせると具体的にどの部分になるのかの詳細を教えてくださいたいんです。例えば、資料の1の3ページの「クリーンポート電気・計装設備点検整備補修（その3）」とあるんですけども、これが802万3,000円になっていますけれども、これは前回いただいた予算書の3款ごみ処理費、2項ごみ管理費、13委託料の中の一体どれに当たるのかが少しわからないので、具体的に教えてください。それと申しますのも、18年度の決算書を見ましても同じ表現の項目が見当たりませんので、そもそもこの委託料の予定価格というものがどういう基準で出ていて、契約金額に差がここでいいますと25万3,000円になっていますけれども、5ページのほうになりますと差が255万1,500円になっていますので、そのあたりが少しわかるように説明をお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 補正予算との関係がありますが、資料が出ていますので資料をベースに質問ということで御理解いただき、御答弁できればやっていただきたいと思います。技術課長でよろしいですか。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、最初の下水道の関係でございますが、今、資料を出しますので少しお待ちください。すみません。排水の関係は、年に12回やっております。そのうちの2回は総合排水質ということで大項目、小項目というのがありまして、今回の期に当たっては2月が大項目という形になっていまして、これだけの検出をさせていただいております。それで、その中で例えば上からいきますと、全燐まではほとんど出ていると思うんですけど、例えばフェノールだとか亜鉛の化合物、マンガンの化合物、ほう素と

いうものがあるんですが、これはごみが多種多様にわたっております。ですから、当然、そういうものが溶け出すと言うと変な言い方なんですけども、そういうものを処理した中でやはりこういうものが検出される場合があるわけですね。

それで、私どもの汚水処理は無機関係のものを処理しているんですが、金属関係なんですけども、そういう中でこういう処理を行って不検出になっているものもあれば、排出基準の中に適合しているものもあるという状況でございますが、例えば、ほう素がどこに入っているんだと言いましても、ごみが多様なものですから、特定してこれがほう素が出ている原因ですというのはなかなか申し上げにくいのが現状でございます。

○技術課主幹（大場俊美） それから、電気・計装設備点検等計装設備委託につきまして内容なんですけど、電気・計装設備点検整備補修（その3）につきましては、年1回、電気事業法による点検等を実施しております。それで、委託の計装設備点検につきましては、システムの24時間監視、月1回の外管内部点検清掃などを実施しております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、先ほど議員から質問がございましたように、予算書のどこかということでございますが、予算では節のごみ処理施設のところの電気設備修理というところに電気・計装設備定期点検整備補修というのがございます。これを、オーバーホールが3回ございまして、その中でやらせていただいていると。（「款、項、目も忘れずに」と呼ぶ者あり）そうですか、すみません。款3項1、目のごみ処理施設管理費2ですね。その中の委託料、13節ですね。そこに書いてございますが、これでいうと—少しお待ちください。すみません。

○議長（上田芳裕） はい、ゆっくりやってください。ページ数で言っていたいたほうがわかるかもわかりませんね。少し補正予算は入っていませんので申しわけないんですけどね。少し暫時休憩しましょう。

○技術課長（櫻井茂伸） すみません。申しわけありません。

○議長（上田芳裕） はい、いいです。暫時休憩です。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（上田芳裕） 休憩を閉じて再開いたします。

○技術課長（櫻井茂伸） その中の委託料、11番の需用費なんですけど、その中に上から5番目の修繕料とございます。一般と書いてあるんですけど、この中に入っております。そ

れで、先ほども申し上げましたけども、これが3回ほどございまして、その中にこのオーバーホールの費用が入っているものですから、予算書から少しこれは見えないという状況になっております。失礼しました。

○4番(板垣洋子) 工事契約については、3ページのものだけではなく、すべて少しわかりにくかったので、説明のときに私も事前に確認すればよかったんですけども、この件に限らずここに今回出されているところ、この予定価格は予算書の中のどこの部分かがわからないと少し判断しかねたので、わかりやすく説明をしていただきたかったですけど、時間がないのでこれはもうこれで終わりにします。

それで、もう1つ、小金井のほうの契約のことなんですけれども、都の公園が2カ所含まれていることについては、東京都の中でも緑を残して公園を新たにつくるという計画はあっても減すという方向性ではないんですけれども、公式なこの文書の中に公園が2カ所入っていることについて説明していただければお願いいたします。

○管理者(野崎重弥) まず、工事請負の関係でございましてけれども、これは、4番議員から御指摘をいただきましたけれども、次回以降、予算書のどういう部分からこの事業が出されているのかということは、この資料の出し方を少し検討させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それと、小金井市のごみの関係でございまして。ページで34ページ、別紙1を見ていただきますと、小金井市側から提供された資料の中では所有地が2カ所、市有地が1カ所、その他として1カ所ということで計4カ所が建設候補地一覧ということで、小金井市側から資料として示されております。その中で所有地の部分について、小金井市側が東京都とどういう協議の中でこれが記載をされているかということについては、大変申しわけございませんが、独立した団体の考えということで、私どものほうからこれは東京都に了解を得て検討俎上にのせているんですねということは確認をする立場でございまして。大変恐縮でございまして、その部分については私どもで御答弁することができませんので、御容赦をいただきたい、そのように考えております。

○4番(板垣洋子) おっしゃるとおりだとは思いますが、5カ所——幾つか候補地を上げるということが約束だったんですけども、具体的に出されたものを見まして、私たちが約束したものと、これをそのとおりですねと言ってこのことを受けていいのかということが、やはり公園が2カ所入っていることについては少し判断が甘いのではないかなという印象があるということを意見として申し上げて、終わります。

○5番（小峰和美） 5番の小峰です。隣の板垣議員が質問した候補地の件で1つお伺いしたいんですけど、この契約書を見ますと平成21年の2月までに新しい候補地が決定しないと変更または中止ということで記載がされているんですが、中止という言葉は当然、受け入れないということで理解できるんですが、変更ということはどのような素案があってこの変更という言葉が出たんでしょうかね。そのところを、例えばトン数を減らすとか、そういう素案があるんでしたらそのところの言葉を使った意義に対して詳しく御説明をいただきたい。

それと、私が考えるところに、この候補地が5カ所から4カ所が変わって、ましてや中に2カ所所有地がある。小金井市自体に危機感がないのではないかなというのを私は推測するんです。それで、あと残すところ私たちに報告できるのは、定例会で6月、9月、12月のこの3回で、この4カ所の中ではもう基本的には大まかな予定地が決まっていなと、当然、2月までの我々組合議会議員に報告がなされないと推測するんですね。ですから、そういうところに対して管理者はどのようなプッシュ、または小金井市にアカウントビリティを求めているのか、そのところをまず1点、お伺いします。

それと、基本的なこと申しわけございませんけど、このクリーンポートができて、私もそのときに立ち会ったんですが、各行政間でごみ焼却の基本的な理念が違う。というのは、例えばプラスチックを東京都は燃やしていますよね。それで、ここの施設も燃やせるということで新設されたのを私は理解しているんですが、そういう行政間での食い違いがあって、この日本の国じゅうが基本的な理念に立ってダイオキシンまた公害を出さないということに対して、そういう行政間で違うということに私はすごく戸惑いを感じる議員の一人なんですね。まして、石油がかなり高騰していて、多分、助燃剤として軽油か何かを、重油か何かを使っているのではないかなと思うんですけど、もし使っていないんですしたら助燃剤も、私はある程度、プラスチックも燃やして、ダイオキシンというのは基本的な考えで、私たちよりはそちらがよく勉強なさっていて、800度前後で出るというのは理解しているんですね。ですから、当然、高熱で燃やせば出ないという、こういう施設がつくり上げている中で、そういう行政間の違いというのがよくわからないんですけど、そのところをよく理解できるように説明していただければ、あとは結構だと思います。

以上、2点です。

○管理者（野崎重弥） まず、小金井市の関係でございますけれども、小金井市に説明責任を求めるといふ部分で私どもが最大の視点といたしておりますのは、来年2月までに小

金井市が最終的な建設地を決定できるかということでございます。決定できるかできないかは、もうこれは小金井市の問題でございますから、私どもは来年2月までに小金井市がどういう考え方、対市民との合意、こういったものをやっていくかと。私どもが求めるのは、2月に小金井市が建設地を決めると、これをきちんと履行してくれれば、今年度、交わらせていただいた契約書に基づいてごみの支援をします。決定ができなければ、その段階で打ち切る。もうこれだけでございます。私どもは、これからも小金井市の会議の動向ですとか考え方、これは注視をしていかなければなりませんけれども、それは小金井市側が自分たちの市域の中のどこにごみ焼却場を建設するかと、これを小金井市側が責任を持って決定をしていただく、このことだと思えます。

私どもはあくまでも3市で運営をいたします柳泉園組合として、このことを条件に来年2月に小金井市側が決定すれば今年度いっぱい支援をすることになりますけれども、2月までにきちんとした対応をしていただく、このことを強く求めておるわけでございますし、そのことは小金井市側も十二分に受けとめていると理解をいたしておるところでございます。

また、このごみの処理の関係について、東京都全体の中でも例えばプラスチック関係の処理の方法についても違うのではないかと。都道府県行政の中でこういった指導がなされているのかということでございます。なおかつ、私どものクリーンポートは軟質系プラスチックの焼却に耐えられるだけの性能を持っているのではないかと。そういった中で、焼却を、分別収集をした軟質系プラスチックを別ルートで処理しているという現実がございます。そういった中では、これまでも申し述べさせていただいておりますけれども、まず私どものクリーンポートは、先ほど申し上げましたように、軟質系プラスチックを焼却しても排出基準をクリアできるだけの能力は備えております。

ではありますけれども、現時点においては各市に容器包装リサイクル法対象その他プラスチックは分別して排出をしていただき、別ルートで処理をいたしております。それは、議員からも御指摘がありましたように、資源の有効活用ということもございますし、能力的に炉がそれに耐えられるということにはなっておりますけれども、やはりメンテナンス等、また、近隣の皆様方の感情的なもの、そういったものも配慮する必要があるという中で現状の方法をとらせていただいております。今後、こういった方向性を持つかということとはもう少し議論が必要だと思えますけれども、繰り返しになりますが、能力的には耐えられる性能を持った炉であるということは申し上げていいのではないかと思います。

○5番（小峰和美） 今の管理者の答弁ですと、この契約書の言葉と少しニュアンスが違うのではないかなと私は推測するんですね。この契約書は「可燃ごみの受入れを中止または変更することができる。」と少し弱めなトーンになっているんですね。今の管理者の答弁ですと、確固たる決意のもとに打ち切ると答弁をなさいました。

それで、そういうふうな報告があった時点では、何であえてこのところに「変更することができる。」という文章が入っているんですか。それは、管理者がこのような確固たる決意を持って小金井市の受け入れ、またその契約をしているのに、文章自体が少し弱腰な変更できるという文章だと、管理者の力強い言葉を聞いた中では少しトーンが下がってしまうように感じるんですね。そのところをお教えいただければと思います。

もう1点、先ほど軟質のプラスチック類が燃える施設になっていると。私は、やはり市民にもそのような施設が絶対にダイオキシンは出さない、出ないということをもう少しアピールすることも大事なんではないかなと思うんですね。確かにここ固有の考えは、それはそれで私は理解できる。ただ、そのところで行政間の違いがあるというのが、私は日本全国を回っても、片一方は都内では燃やしている、片一方は燃やさない。では、基本的には燃やさない方向で容器包装リサイクル法でどんどん資源化するのが私はベターだとは思いますが、そのところがすごく、ほかの行政のことを言ってもそのところでは話にはなりませんけれど、そのところに私は戸惑いを感じるということだけ、これは意見として述べさせていただきたい。

では、再質の第1点だけ、その変更できるということだけ、よろしくお願いします。

〔「少し時間をいただきたいんですけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（上田芳裕） 再開いたします。

○総務課長（涌井敬太） 大変お待たせして申しわけございません。前任の担当からことしの4月にかわったものですから、ここの状況がよくつかめていませんので、確認してまいりました。その結果、ここには2月までに小金井市がということになっておりますが、2月以前にそういった確認できるような状況があらうかと思ひまして、例えば1月とか12月とかですね。もう2月には到底無理ではないかと、そういったときには小金井市と

の契約について変更する協議をしていくことができるような記述にさせていただいたということがございます。すみません、よろしくお願いします。

○管理者（野崎重弥） 今までの議会での御答弁は、小金井市側は2月に決定をしますという話があったわけでございます。今、総務課長が御答弁申し上げましたのは、2月の前の段階で小金井市側が2月の決定は無理だという方向性が例えば見えた場合には、その前で変更するという意味を含めて「中止又は変更」という言葉になっているということの意味で御理解をいただきたいと思います。

○5番（小峰和美） 正直に、先ほどの管理者の答弁よりトーンが少し弱くなったように記憶しているんですけど、裏に管理者と小金井市長の契約書には判こまで押してあって、それで先ほどの管理者は、もう一度確認なんですけど、2月までにもう引導を突きつけたわけです。もう受け入れない、打ち切るという言葉に先ほど答弁でなっていて、それでその前に何か候補地が見つからないと変更するという言葉に総務課長のほうから私は受けたようにするんですけど、それは総務課長はもう管理者が先ほど答弁したように、打ち切るということになっているんだったら当然、1月なりその前に報告があった時点では管理者の言葉どおり打ち切るという言葉が私は正論かなと思うんですけど、課長の言葉だと変更すると。変更するという言葉はどう考えても打ち切るという言葉ではなくて変わるという言葉です、字は。変化の変です。さらに変わるという言葉です。私は、打ち切るという言葉とさらに変わるという言葉とは、少し私の、大学まで出たんですけど、よく理解できない。もう少し理解できるように。打ち切るという管理者が答弁をしているんだから、打ち切るという言葉ではいけないんですか。そのところを。

○管理者（野崎重弥） 私の基本的な考え方は、最終的に2月の段階で小金井市側が決定をしなければ、その段階で打ち切る。これは今も過去も変わっておりません。ここの変更という意味は、2月以前でも2月に決定ができないという形が見えてきたならば、小金井市側からそういう話があったならば、2月という時点を切らずにその手前で打ち切るということもあり得る、そういう意味の変更ということで御理解をいただいて結構ですという意味で、先ほど総務課長は御答弁を申し上げたわけでございます。

○5番（小峰和美） ということは、今の管理者の答弁で私が理解する限りは、1月の時点で候補地が決まらない限りは打ち切りということで理解してよろしいんでしょうかね。そういうものでしたら、この言葉の使い方が私は違うんじゃないかなと思う。もし、私がこの文章をつくるのであれば、最終時点は2月とし、その事前の段階で候補地が決まらな

い限り、その時点で打ち切るという言葉を私は使うべきではないかなと思うんですね。この変更という言葉がすごく柔らかく私にとれるような感じなんです。こういう文章の使い方は、これからも非常に戸惑いまたは不安を覚える文章の使い方、ましてや管理者と一市長の公な契約書です、判こまで押してある。その公な契約書にこういうような戸惑いを感じるような文章を載せては、先ほど管理者のしっかりした答弁をいただいておりますとおり、そのような最終の判断は2月までとし、その時点で対応ができない限りはその時点で打ち切るという言葉が私は妥当ではないかということ強い言葉で述べさせて、変更ということはないということもう管理者の言葉があるように理解して、質問を終わります。

○8番（原まさ子） 小金井市の焼却残渣の、資料の29ページなんですけれども、「可燃ごみ焼却処理委託仕様書」のところの6番の1番です。搬入量の13.1%が焼却残渣の発生とするということがここに書かれていて、これに従って最終処分場に持っていったものの計算がされるということがわかったわけですが、これは通常、柳泉園で焼却した場合に残渣として残るものがこのくらいのパーセントなのだということなのかどうかを確認させてください。

そして、契約のところなんですけれども、22ページのところで、2回の入札を実施したが予定価格に達せず、最低価格を示したところと交渉を行って、予定価格に達したため契約を締結したとあるんです。それで、その予定価格は487万7,000円何がしかで、この1回目も2回目も、まあ2回目はそれに近いものがあったわけですが、1回目に至っては高いところはその倍ぐらいをつけていて、もちろんこのくらいでできるのだろうという積算があるわけでしょうけれども、それがこういう形で契約金額が決まるということは、現実にやると入札に出てきているところが、このくらいの金額がないとやれないというものを高いところの半分ぐらいでやってほしいと言うことが、これを実施するに当たっての安全性に何か課題が起きたりしないのかということに思いが至りまして、このことについてももう少し詳しく説明をいただきたいと思いますし、随意契約は随意契約なのでほぼ予定価格と同じものということになるんですけれども、指名競争入札だと私はもうこれが最低限だと入れてくれたところの価格よりも何か安くなるということにあまりいい感じを持たないといいますか、世間では社会的に経済の中ではそういうことが通るといことなのか、わからないんですね、その随意契約とこの指名競争入札のところ。だから、そこを少し説明をいただきたいと思います。

そして、今、小金井市のごみの受け入れのことなんですけれども、私もこれは意見とし

て申し上げますけれども、建設の予定候補地の出し方が非常に甘いという感じを持っていて、どこか公園用地に接するようなところにごみ焼却場があるところもあるやには聞いていますけれども、それにしてもこういう出し方が本当にこの2月までに決定ができるのかどうかと大変不安に思いますし、それから、それに関連しますけれども、私たちが予算をするこの柳泉園の議会は2月の末ぐらいにあると思うんです。ですので、以前にも申し上げたかと思いますが、2月末までに決定ができなければ次の契約をすとかしないとかという議論は、末まで待つてというところは議会は待てないという実態があらうかと思えます。ですので、2月の柳泉園の議会、1回目が開催される前までにこの結果がわかるということが必要だと思っていますが、そのような時点で結果を出してくるという認識でよろしいのか、伺います。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、小金井市の残渣物の焼却残渣の13.1%の件でございますが、こちらは平成20年度の予算上で13.1%という形を計上させていただいておるんですが、実質の焼却残渣も大体このぐらいの数字になっております。

〔「随意契約ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 随意契約の件ですね。

○総務課長（涌井敬太） それでは、搬入物実態調査業務委託の随意契約の件に関して御答弁させていただきます。

この予定価格は、これ以下でないと契約ができませんという価格でございますので、これを超えますと当然、契約はできないわけですから、これより下回っていただかなければならないわけですし、たまたま2回の入札をした結果がこの予定価格に達しなかったものですから、最低価格の札を入れた業者さんと交渉させていただいて、あとどのぐらいなら下げられますか、幾らぐらいの金額を提示できますかということをお交渉させていただきまして、それがたまたま予定価格を下回ったものですから、その金額で契約をさせていただいたと御理解いただきたいんですね。

ですから、この価格以下だと仕事が悪くなってしまうとか、そういったことではなくて、この価格以下でないと契約ができないと御理解いただきたいんですが、最低制限価格ではございませんので、最低制限価格の場合はそれ以上でないと品質の確保とかが難しいということで、以上ということを決めさせていただくわけですね。これはあくまでも予定価格ですから、この価格以下ということできない、そういうふうにお理解いただければと思います。（「あと、この金額の根拠がございませうか」と呼ぶ者あり）

○施設管理課主幹（中村清） 今の議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

設計額、予定価格に対して契約そのほかのもろもろの応札額がかなり高額なものに対して、契約金額がかなり下回っているということでございます。その前に、ここで改めまして組合の設計のやり方をお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（上田芳裕） はい、どうぞ。

○施設管理課主幹（中村清） 積算は何を根拠として実施しているのかと申しますと、まず、各主管課より提出されました設計図書ですね。それとそのほかの仕様書及び標準仕様書、そのほか同様の業者見積もりを業者よりいただいて、それを精査して行っております。それで、その方法は、組合で制定いたしました設備積算基準細目というものがございまして、それはあくまでも計算式等々が書いてございますけども、それから割り出しております。そのほか、過去から積み上げてまいりました膨大な事例等々もございまして、その3点を利用して積算をやっているということでございます。

それで、今、これだけの乖離が生じているというものに関しましては、積算担当といたしましても、その都度、話し合いを持っていろいろ考えてはいるところでございますけども、なかなか結論というものは出せない状況になっております。推測の範囲といたしましてはいろいろ考えられるんですけども、これはあくまでも推測の範囲ですので、現実性がないということになりますので、現実性のないものに対してこの場での発言というものはどうなのかと少し思っているわけでございます。あくまでも企業努力であろうということでおさめさせていただければと考えておりますが。

○管理者（野崎重弥） 今の御質問で、来年2月に小金井市側が最終的に建設予定地を決定すると。それを柳泉園の第1回定例会のときにはきちんと報告ができるような、議会の判断ができるようなスケジュールがあるべきではないかという御指摘だと受けとめさせていただいております。私どももやはりこれまでさまざまな議論もちょうだいいたしましたし、支援についての考え方ということでさまざまな御指摘もちょうだいいたしておるわけでございます。そういったことを考慮すれば、来年2月の平成21年柳泉園組合第1回定例会のときには小金井市側の動向をきちんと御報告もさせていただく、それが筋だろうという御指摘はまさにそのとおりでございます。私どもも今回の議会で御指摘をいただいたことについては小金井市側に伝えていきたいと思っておりますし、この2月という期間の設定は私どもがしたわけでも何でもなし、小金井市側が2月にはきちんとした方向を出しますという約束のもとでこういったことが成り立っておるわけでございますから、そのこ

とも含めて小金井市側に今回、御指摘をいただいたことをお伝えさせていただきたいと考えておるところでございます。

○8番（原まさ子） 何かとても大変な膨大な事例も参考にしながら予定価格を決めているということとして、さらにはなぜこういう金額になるのかというものの確実性というものはわからないという答弁をいただいて、そういうものの素人にとってはますますわからなくなってしまうんです。それはもちろん適正な価格でそれがきちんと内容がよければお安いほうがいいということは、皆さんの負担金で成り立っているところですから、それは当然のことだとは思いますが、例えばそこに出てくる数字が1,000万円近くで入札に参加したところのものの方が実は大変よろしくて、そうではないところはそれほどもないのかということすら私にはわからないところです。積算の根拠はちゃんとあるんだと言われれば、それが予定価格ということとして理解をするわけですが、このように離れてしまうということについて、それがずっとアウトソーシングみたいなことがこの自治体でも進んでいる中で、委託関係を結ぶときにやはりしっかりとした専門性とか、それが妥当性がどうなのかという根拠を委託する側が持つということがすごく必要で、さらにそれが正当性があるんだということは市民に向けて公表しても私はいいことだとも思っています。

ですので、いつもこの契約の、これはたまたまこういう経過から随意契約になったものですが、本来は指名競争入札でなったことなんだろうと思えますけれども、もう申し上げようがないですが、私も、では、もっとその積算根拠みたいなものを開示して、私たちにも細かくこれで積み上がってこれだという形で、何らかの事例でお見せいただくことができれば、そういう資料をもしいただけることがあればそれはお願いして、質問を終わりたいと思います。

○助役（森田浩） まず、柳泉園の事業等における契約の方法といたしましては、3点ほど基準を持ちまして実施しております。1点目は、契約対象事業について専門性が高い事業、また、独占的な技術を持っている特定の業者でなければその業務の安全性が確保されない場合、なおかつ継続的に事業が維持できないという場合には、これはどうしてもやむを得ず特命随意契約で実施している。

2つ目は、柳泉園における業務内容におきましては、毎年定型的に繰り返す業務というのがあるわけですね、ほとんど同じ内容の業務が繰り返される、このような業務の契約については、3年を期間として、基本的に同一業者に随意契約でお願いすると。それは単年

度契約ですが、3年間、基本的にその業者と契約すると。なぜそういうことをしますかといいますが、経験した契約業者は仕事の内容を熟知しておりまして、年度間における継続性というものを非常に重視しているものですから、そこで業務が停滞することはできませんから、そのためには新しい業者だと引き継ぎ等でいろいろトラブル等がございますから、なれた業者でということで3カ年を1つの区切りとしてやっております。

それと、もう1点は、その他の業務については指名競争入札で実施しているというのが実態でございます。ただ、その特命随意契約また随意契約で実施している業務につきましても、過去からの契約内容を精査して、今まで特命随意契約で実施していた業務についても、その中で指名競争入札にできるようなものがあれば、業務を分離して指名競争入札を行ってきているというように状況の改善を図っているということが今までの経過でございます。

それと、予定価格なんですけども、予定価格につきましては、毎回、議会のほうでも答弁させていただいているんですけども、柳泉園組合は特殊な予定価格の設定、ある面では特殊な方法をとっております。といいますのは、例えば予定価格を決定するのに、これは積算して起工額を出して、その起工額がほとんど予定価格になるんですけども、その積算する段階で通常の例えば市町村の業務であれば、積算であれば例えば補助事業の単価というのは赤本とか建設物価とかいろんな形で1人1日当たり幾らですよと決まっているわけですね。その決まった額の単価を、積算して起工額にするんですけども、柳泉園の場合はその起工額に対して前年度、契約が終わったものについては、その下がった単価を基本に積算し次の年度の起工額を決定しております。（「全部下がるんですか」と呼ぶ者あり）

従いまして、起工額、予定額と入札額が接近し、同額ということも考えられますが、そういう形の中で今まで契約をしている状況にある。果たしてそれがいいのか。前年こういう形をお願いしたから次年度もこれをお願いしたいという協議を重ねる中で、3年間はそれで維持していると。それで、3年ごとに入札を行い、新たにまたそこで価格を決定していると、そういう非常にある反面厳しい予定価格の設定、積算を行っている。結果として予定価格と契約額が非常に近い、また、同額となるという状態が生まれてくるということでございます。

○6番（相馬和弘） 質問の1点目は、小金井市との契約書なんですけども、その8条の2の部分ですね、先ほど議論がありました。私の質問は、候補地の決定ですね、建設場所の決定を何をもって決定と理解するのかということで、これは意見が分かれるのではな

いか、評価が分かれるのではないかという、少しそんな気がするんですね。というのは、例えばその候補地で4点出されましたけども、他団体のことなので特にその決定について管理者が口を挟むことはしなかったということですが、例えば都営地の公園の2つについて、候補地として出しますよということについて、東京都と合意がとれているとはとても思えないんですね。

また、いろんな法律の縛りがありますから、とても公園法だとか都市計画法だとか、そういう中ででは処理施設が法的に可能かといったら、そういう検証もこの検討委員会の中でされたのかどうかということもわかりませんし、仮に検討していれば候補地としてリストアップするということもできなかったのではないかなと思うんですが。では、2月まで例えば小金井市が候補地の中の3あるいは4、ジャノメシン工場跡地あるいは二枚橋焼却場用地について、いずれかを小金井市はこれで決めましたと言った場合に、それはもう決めたということに果たしてなるかどうかということだと思うんですよ。では、市長が市の方針として2月までに決めたと。僕らは、決めたとした場合に、では、議会の議決がとれているのかどうかとか、あるいはこの候補地が関係機関の了解がとれるのかどうか、いろんな検証をしないと本当の決定と言えるのかみたいのところまで議論が行く可能性があるんですが、現段階で管理者は何をもって決定という評価をするかということについてお考えがあれば。これは見解が分かれたり、向こうとは違うことになるのではないかなという気がするものですから、想定されているお考えがあればお尋ねをしたいということです。

あと、もう1つが、5ページになるんですが、表の4-1の有害ごみ、4-2の乾電池と蛍光管の処分、処理ですね。この2つについて私の理解では、すべて蛍光管も乾電池も北海道のイトムカの野村興産で全量処分、処理をしていると思うんですが、これに間違いがないのかどうかということと、昨年、議会研修で視察で蛍光管の処理施設を見学してきましたけども、その中で、破碎をして持っていく場合に水銀が空気中に飛散するのをどうしても避けられないので、こちらのほうで破碎をしないで、まあ空気を運んでいるようなものだけでも、やっていますよと。それで、処理コストについては野村興産とガリバーに闘うようなベンチャーでやっていますよというお話がありましたけども、私はごみの処理というのはなるべく近いところでやったほうがいいのではないかと、輸送コスト等もあってですね。ですから、別に1つの事業所を推薦しているわけではなくて、考え方の問題として近いところでとめたいと。入札する価格が同レベルかそれよりも安いような競争関係の中であれば、そういう取り組みを検討されているのかどうか、その点について2点目、

お尋ねをします。

あと、もう1つが、ごみの搬入量がこのところ、容り法の徹底や有料化の中で持ち込まれるごみの減量効果が出ておりますけども、これがコストダウンに結びつくのか結びつかないのかということでお尋ねをするものです。もちろん焼却炉のランニングコストというのは、多少1割～2割焼却量が減ったからといって下がるものではないんだろうとは思いますが、やはり一生懸命自治体で構成市が分別や柳泉園に持ち込むごみの減量に取り組む中で、ランニングコストも下がっていくという目に見える形での効果が期待できるのかどうかということで、3点目をお尋ねします。

○管理者（野崎重弥） 小金井市との関係で御質問をちょうだいいたしました。

議員から御指摘がございましたように、都有地、とりわけ都立公園の場所が新ごみ処理施設建設候補地として検討委員会の中で挙がっている、このことが公園法や都市計画法との関係でどうなのかという御指摘をちょうだいいたしましたわけですが、私もその部分については承知はいたしております。ただ、あえて他団体のことですからという御答弁をさせていただきました。そういったことも含めて、今後とも小金井市に対しては検討委員会での議論や行政側の考え方、こういったことについては関心を持っていかねばならないと思っておりますし、私どもが今言えることは、2月にはこの契約書にもあるとおり、小金井市側はきちんとした対応をしていただけるものと、この視点で私どもは今後とも小金井市とさまざまな点で情報をいただければ情報収集に努めていきたいと思っております。

また、決定とは何ぞやという御質問でございます。確かに、議員がおっしゃいますように、例えば私の記憶が間違いがなければ、火葬場ですとかごみの焼却場、これは都市計画法上は恐らく都市計画決定が必要だと私は記憶をいたしております。ですから、厳密な意味でいえば小金井市が場所を決定して、恐らくそれを都市計画で決定していかなければいけない場面が来るんであろうと私は推測をいたします。ただ、そこまで私どもは現段階においては求めておりません。それは、小金井市が国分寺市との関係で1月に提示。小金井市側のスケジュールでは、21年1月に市議会全員協議会に新焼却施設の建設場所を提示となっております。また、2月に国分寺市に新焼却施設の建設場所を提示。そして、2月に新焼却施設の建設場所を決定となっております。

これは恐らく、公の席で推測で物を申してはいけないのかもしれませんが、こういった形で小金井市側は議会にも示す、国分寺市側にも示すという考え方を持っておるわ

けでございますから、私はこれは地方公共団体がこういったところに施設を建設する、そのことを議会にも示す。今、支援を受けている団体にも考え方を、考え方といいますよりも新たな場所を提示する。これは公の機関としてそういった手続を踏んでいくわけでございますから、私どもはそれはそれで受けとめていくべきだと考えておるところでございます。

○資源推進課長（中野博利） 先ほどの蛍光管の件でございますが、蛍光管の有害ごみに関しては、現在、イトムカの野村興産のほうで全部処理しているというのが現状でございます。それと、搬入に対しては現在、うちの方はその処理機械がありまして、蛍光管等については破碎処理機で処理しまして、そういった蛍光管から出る有害的なものは外に出さないような形でドラム缶に密閉状態にして、それから送り出しているというところでございます。

それと、先ほど言いました他の施設との関係でございますが、大変申しわけございません、私はまだそっちの方は少し確認しておりませんのですけども、そういったものがもしあれば、いろいろ調査して検討はしていきたいなと思っております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、議員御質問の、ごみの搬入量が減ったならば経費軽減に結びつくのではないかという御質問でございますが、確かに焼却量が減りますと排ガスを処理している量とかそういうのが減りますので、薬剤関係とかは減ると思います。ただ、それに関する人員ですね、例えば運転員だとか、それからオーバーホール関係なんですけども、こちらについてはまた今後も検証は必要だと思いますが、なかなか組織が変わらない限り人件費というのは変わらないものですから。それから、あともう1つ、発電関係も下がってしまいますので、実際的には、全体的なものでは減っていくとは思いますが、処理コストとしては処理量が減ってしまうとコスト単価は、数字上、少し上がったように見えてしまう、予算化が上がった形に見えてしまうと思います。

○6番（相馬和弘） 今、管理者から、何をもって候補地の、建設場所の決定かという質問に対して、21年1月には小金井市議会全員協議会へ提示をすると。それで、2月には相手方の国分寺市に候補地を提示すると。これが公の責任ある回答だろうと。それで評価をしたいということでございますので、都市計画決定が伴うものであったとしても、それには時間がかかるということですから、今の管理者の説明でわかりました。それで、仮に決定をした後も、いろんな難問、ハードルがあるんだらうと、候補地の中で。それは簡単に予想がつくんですけれども、一定2月までそこを柳泉園組合としては見守りたいという

ことですから、その御答弁でわかりました。

2つ目の蛍光管の処理について、昨年、視察先で工場見学をしたときの説明で、水銀の飛散というのは破碎処理した場合、100%は無理なんですよ、どうしても全部回収するのは不可能なんですなどという説明を聞きながら、その作業に当たる人たちの健康とか安全とかと考えれば、破碎しないでそのままですね、これは採算がとれればですよ。今の委託処理よりも同レベルかまだ安いよというメリットがあれば、そちらを優先するというのも1つの考え方ではないかということの質問なんです。せっかくああいうところを見に行き、こういう近いところでもいろんな環境ビジネスとして熱心に取り組んでいるところがあると学んだんですけれども、ではそれが柳泉園で可能かどうか検討してみようとか、見積もりをそれぞれとろうとかという努力があってもよかったのではないかと。去年の話ですから、担当がかわったとはいえ、そういういろんなコストダウンや環境に対する負荷のいろんな努力をしているところはありますから、いろいろアンテナを広げて情報収集して、それぞれごみ処理にに対して選択をしていくという調査研究、努力は必要だろうと思いますので、これは可能であればぜひそういう取り組みもしていただきたいということをお願いしたいと思います。そのお願いが可能かどうかということをおし御答弁ください。

それで、ごみの持ち込み量の減量が必ずしもコストダウンにつながらないということで、それは何となく理解はしているんですけども、可能な限り市民に対して有料化で負担を求めたり、いろんな負担を求めの中で、一定の成果としてやはりそれだけ柳泉園のごみの減量効果が財政的にも効果があるよという説明をしたいなと思っているものですから、一定いろんな工夫をしていただいて、従来処理していたよりも1割減った2割減ったという中で、どういうコストダウンが可能なのかということもぜひ研究をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○資源推進課長（中野博利） 今、議員のおっしゃったとおりですね、私としてはそういったものを調査して、そういったもので有利と言ったらおかしいんですけども、そういったことでできるものがあれば前へ進めていきたいなどは考えております。また、先ほど言った解体というか、壊したときに有害的なものが出るのではないかとということをやっているんですけど、うちの方ではその部分については年に2回、作業環境測定というものをやりまして、そういった中でそういう人にかかわる、何というんですか、すみません、少し言葉があれなんですけども、そういったものに影響を及ぼさないようにそういった測

定等をして監視しているところでございます。

○2番（野島武夫） 小金井市の契約書について少し確認したいんですけども、これは19年4月27日、19年度の契約書をベースに8条のところを変えてという形で20年度ができているんだと思うんですけども、19年度の第8条の2では、「甲は、乙の新焼却施設の進捗状況を適時確認し、疑義が生じた場合は可燃ごみの受け入れを中止又は変更することができる。」と。それで、今回、20年度の場合は、この適時確認してという項目が外れてしまって、今度は「21年2月までに新ごみ処理施設の候補地を決定することができない場合」という文言に変わっているんですけども、19年度を見ても適時確認し、日ごろもチェックしていくよという内容なので、なぜ外されてしまったのかなど。それで、20年度の場合は、21年2月までに私たちはそれで中止又は変更という形、適時から少し時期が最終段階での形に何か私は少し後退したようなニュアンスを持っているんですけども。

もう1つ、最後の方に、第11条で、「この契約の解釈について疑義が生じた場合」「甲乙協議のうえ決定するものとする。」と、11条に最後、書いてあるんですけども、先ほど小峰議員からも今回の21年2月に対して変更の文言、少しこれでは解釈的に少し理解が難しいのではないかと、少し後退しているのではないかとか、そういう形の発言があって納得されているわけではないと思うんですよ。私も、これは契約書ですから、特に柳泉園の動きを見て、他の西多摩衛生組合とかほかの団体もいろいろと今回のいろんな契約の見直しをされているんだと思うので、この辺の第8条2項のところはこれですと20年の4月1日に小金井市と話し合いの中で決まったものだと思うんですけども、こういう今回の組合議会でもその辺もう少し説明が必要な、この解釈に関して非常にわかりにくいというか、こういう形で質問が出ること自体、やはりその辺をはっきりしておいたほうがいいのではないのかなと思うんです。

それで、11条の項目に、疑義が出た場合とあるので、その辺で少しこの辺確認できるものなのか、それまでに達していないからこのままいくのか、その辺、理事者に確認させていただきます。

○管理者（野崎重弥） 19年の契約書よりも20年の契約書の方が内容が後退しているのではないかと御指摘でございますが、それは全く当たりません。なぜならば、20年の契約を結ぶときには3月の段階で複数に絞る。なおかつ、6月の段階でより少数に絞るということは3月議会のときにも御報告をさせていただいております。つまり、19年

度の契約を結んだときよりも20年度の契約における小金井市側の今後の対応ということ
はより明確になってきていると私は理解をいたしております。つまり、今ほど議員が御指
摘になられましたのは、例えば小金井市側との情報交換や小金井市側の動向を逐次、柳泉
園側に報告するとか、柳泉園側が注視をする、そういったことは当然、やっていますし、
なおかつ19年度の時よりも小金井市側の基本的なスタンスといえましょうか、今後のス
ケジュールがより明確になったわけですから、私どもは19年度よりも20年度
の契約の方がより今後の小金井市側の動向が明確になったという理解をいたしております。

○2番(野島武夫) 先ほどさまざま議員の方から、都の公園が候補地に入っていたり、
いろんな形で少し疑問点も挙げられていて、そういう中で、要するに今、20年度、本当
に小金井市が変わっているかというのに少し疑問の声が上がっているのかなと、私はそう
いう思いがいたしましたので、少しその辺、意見を申し添えて、ぜひとも管理者側にとっ
てはしっかりとその辺、注視していただきたいと思います。私たち議員としては、必ずしも
19年度から20年度にかけて、スケジュールは示されたとはいえ、本質的に変わってい
るのかな、その辺、疑問を少し呈させていただいて、意見とします。

○1番(小山慣一) 多くの議員が質問しておりますので、単刀直入に伺いたいと思いま
す。大きく2つございます。1つは、小金井市のごみの受け入れの件。2つ目は入札関係
でございます。

1つ目の小金井市のごみの受け入れの件ですが、私は広域支援という形を否定するもの
ではございません。過去の経過から、やはり地方自治体としての自己責任ということから
いえば、やはり小金井市はこまねいていたのではないかと。そして、言葉は少しきついで
すが、危機感がなかったと言わざるを得ません。そこで、野崎管理者からも19年度と
20年度の契約に際してはより具体的に、そして強い考え方で示されたことも私は了とす
るところでございます。ただ、小金井市の候補地の選考委員会のいろいろな資料がありま
すけども、これが具体的に、最終的に候補地が来年の2月までにスムーズな形でより具現
性の高い候補地に決まればよろしいんですが、そうでない場合もあるかもしれないとい
うことで、そこで可燃ごみ焼却処理委託契約書の第8条のところなんです、この辺のとこ
ろからいっても私どもの柳泉園組合議会だけではなくて、ほかの中間処理施設にもやはり
小金井市のごみの受け入れに関しましては影響するところがございますので、先ほど原議
員もおっしゃってございましたけども、来年の2月末が柳泉園組合議会では第1回定例会が
予定されておりますけどね。

そこで、1月に1カ月ぐらいさかのぼったり少しずれ込むかなと思いますが、そういうときには定例会の報告等で間に合わないと思いますので、ぜひ、例えば1月とか2月とか、タイムリーな場面で柳泉園組合議会の全員協議会というんですかね、こういうものも開いていただけるかどうかを伺います。

それから、2番目は、契約のことです。かなり細かい調書が出ているわけなんです。私の心配するところは、年度当初ですから委託契約とか随意契約とか、それから指名競争入札とか、それから指名競争見積もりとか、こういう場面もやむを得ないのかなというのは、やはり柳泉園組合の施設が特殊プラントというんでしょうか、特殊施設がゆえに契約問題が難しいなと思いますが、例年、例えばここ3年とか5年ぐらいはこういう契約はやむを得ないのかどうかを伺います。

それから、もう1つなんです。辞退ということがかなり今、資料を見させていただきました。これは公共工事とか公共関係の委託とか、いろんな形で今、例えば石油が上がったり、例えばスチールというんでしょうか、鉄鋼が上がったり、とても公共工事は合わないから辞退する例がいろんなマスコミ報道なんかでも、テレビ・新聞等でも目にすることがあります。事実、私どもの地元の東久留米市議会でも、ある建築工事をめぐってほとんどが辞退しまして御苦労された例が最近ありました。そんな中でこういう辞退とかこういうものがどのように認識というんですか。そして、あとはこういう柳泉園組合の施設がやはり安全に作動しなければいけないわけですから、この辺のところは心配ないのかどうかを伺います。

以上、2点です。

○管理者（野崎重弥） 小金井市の焼却施設の決定に至る経過の中で、タイムリーな形で議会側にも情報を伝えてほしいという御指摘でございます。私どもも、小金井市側から基本的な考え方が示されたり、1月に全員協議会が開かれるということももう既にスケジュールの中では予定がされておるわけでございます。そういった中で情報が入れば、そういったことも当然、議会の皆様にはこれまでもさまざまな点で御議論もいただいておりますし、御理解もちょうだいいたしておるわけでございますから、そういった情報提供をどういう形でしていくかということも含めて内部的にきちんと定めておきたいとは思いますが、そうおくれることがないように議会の皆様に情報提供をさせていただく、このことは心してまいりたいと考えておるところでございます。

○総務課長（涌井敬太） 契約事務の改善ということが1点あったかと思えます。そのこ

とに関してお答えさせていただきます。

私どもの柳泉園組合では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、適正化指針、それから関係市の状況を参考にさせていただきまして、契約の約款、仕様書及び随意契約基準の見直し、それから現場説明会の廃止、予定価格の事後公表の導入などの手続の公正性・透明性の向上を図りつつ、さらに競争性の確保ができるように努めております。さらに、平成19年度からは、工事計画250万円以上の一般修理工事について予定価格の事前公表、郵便局留の書留郵便による入札を試行しておりまして、平成19年度は4件実施いたしました。平成20年度については3件実施する予定でございます。ですから、可能な限りこういった契約の一部について改善するような方向で現在も検討していると御理解いただきたいと思っております。

それから、辞退の件ですが、かなり多いというお話でして、私もそう思いまして調べましたところ、契約によって違うんですが、例えば工事関係ですと、その工事の内容が対応が難しいとか、また諸事情ということをおっしゃっている会社もあるんですが、そういった理由で辞退されているのが多いように見受けられます。

それから、委託の関係ですと、入札当日に参加が少し難しいということで辞退されているケースもありました。

○1番（小山慣一） 議長、正午を挟んじゃっていますけれど、よろしいのでしょうか。

○議長（上田芳裕） はい、どうぞ。

○1番（小山慣一） 再質問させていただきたいと思っております。

1つ目の小金井市のごみの受け入れにつきましては、タイムリーな形で情報提供すると野崎管理者の御答弁がありましたので、全員協議会だとかそういった形でぜひ柳泉園組合議会として判断できるような場面を設けていただきたいと思います。これは、要望というよりも、もう野崎管理者がそういった場面をつくるということでございますので、私はそのように認識をいたしました。

2つ目の入札改革なんですけども、かなり私もこれは細かく調べて、これを一々言うのはあれですから、例年と比べて例えばかなり低い落札率というんですかね、一番低いので69.0%とか70%とか81.1%もありますけども、例年このようなことなのか。例えば、当初予算があるわけですから、当初予算と比べてこういうのは大体平年にこういうことがあるのか。それから、落札率が高いという理由については、森田助役がこういう特殊性があるのでということも理解するので、その辺のところをもう一度伺います。

それから、辞退という、最近では多いように見受けられるということでございますので、指名競争入札という形になったときに辞退とかになっているわけですので、指名競争入札、その指名をするときにこの辺の辞退とか、こういう辞退した業者については、言葉は悪いんですが、マイナスポイントというんですかね、こういうこともあり得るのではないかと思いますので、指名競争入札をはじめ、入札制度を改善するという涌井総務課長の御答弁もありましたので、ぜひお願いをいたします。

したがいまして、再質問は、大体こういうことは平年ベースであるのか、ことしは特に特殊的に辞退とかこういうかなり落札率が低いもの、あるいはほとんど100%のもの、こういうのは大体平年ベースなのかについて伺います。

○総務課長（涌井敬太） まず、落札率の低かったという入札の件ですが、恐らく資料の5ページに書いてございますクリーンポートごみ・灰クレーン定期点検整備補修のことをおっしゃっているのではないかと思うんですが、こちらが落札率が69%になってございます。これに関しましては、他の3社を見ていただきますと、ほぼ800万円から900万円台のところまで金額が提示されております。それで、私どもの予定価格も825万3,000円でございますので、推測の域は出ないんですが、恐らくこの落札した業者が非常に企業的な努力をされたのではないかと、そのように思っているところでございます。

それから、契約事務につきましては、御指摘のとおり今後も改善していくように努力してまいりたいと思います。

それから、辞退の件に関しましては、今のところ、その内容にもよりますが、諸事情で辞退をされたとか、対応が難しいといった場合に、この対応が難しいといった場合には、では、次にこの同じ会社を選定するんですかという話になるわけですが、その工事の内容によりまして選定することが難しい場合には外すことも検討させていただきたいと思えます。

そのほか、諸事情によりということに関しましては、現在それを排除するというにはなっておらないものですから、それで、指名登録されている業者もあまり多くない状況もありまして、可能な限りできれば呼んでいければなと思っております。

○1番（小山慣一） 再々質問になるんですかね、辞退というのは、2回目で辞退というのはある程度わかるような気がしますけど、1回目というんですかね、23ページの、もう最初から指名を受けながら辞退ということなので、こういう点なんかのことを申し上げているので、2回目、3回目となって辞退というのはある程度わかるような気がしますけ

ども、入札に関する改善をするということですので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

それから、目的は柳泉園組合のプラントというんですか、大きく言えば。これを、やはり安全性の確保が究極な目的ですから、ぜひこの辺のところをよろしくお願います。

それから、私の質問が悪いのか、意味が少しわかっていただけないんですが、どうも年度当初、例えば第1回定例会で2月末ですか、予算が可決されて、それで4月から今日までのこういう入札経過なんですけども、これが大体平年ベースはこのぐらいの感じなのかというのと、ことしは少し辞退だとか落札率がかなり低かったとか、こういう平年と比べてかなり変わっているのか、それを尋ねただけでも、よく私が聞き取れないんだけども、大体平年ベースだよということなのか、ことしは特に特殊性があるのか、伺います。

そして、究極の目的は安全性の確保のために入札の改善を引き続きお願いをして質問を終わります。従いまして、平年かどうか、御答弁をお願いします。

○総務課長（涌井敬太） 例年に比べまして大きな違いはございません。よろしくお願います。

○議長（上田芳裕） では、以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） はい、了といたします。御理解いただいたものと理解いたします。

○議長（上田芳裕） 続きまして、「日程第9、議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、小金井市の可燃ごみの受託に伴うもので、平成20年度柳泉園組合一般会計予算につきまして、歳入関係では諸収入、歳出関係では総務費及び予備費にそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算額33億1,844万円に対し、歳入歳出それぞれ1,957万5,000円を追加し、予算総額の歳入歳出を33億3,801万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田芳裕） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） それでは、補足説明をさせていただきます。

「議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算」と題しました書類をごらん願います。

今回の補正予算は、平成20年4月1日付で小金井市の可燃ごみ処理委託の契約を締結したことによりまして、調整をさせていただく内容でございます。

初めに、2ページから3ページにかけて記載の第1表、歳入歳出予算補正は款、項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款、項の補正額につきましては、それぞれ記載している金額の調整をお願い申し上げます。

次に、7ページをお開き願います。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページから11ページにかけて記載の2歳入でございますが、款6諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入、1節受託事業収入は、1,957万5,000円の増額でございます。ごみの受け入れ期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までで、受け入れ量は435トン以内、受け入れ日数は45日、受け入れ単価はトン当たり4万5,000円でございます。こちらの435トン掛ける4万5,000円で1,957万5,000円となるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

12ページから13ページにかけて記載の3歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、19節負担金、補助及び交付金21万8,000円の増額は、説明欄に記載する東久留米市環境整備負担金でございます。こちらにつきましては、435トンに500円を掛けました数字が21万8,000円となるということでございます。

なお、当該環境整備負担金につきましては、受け入れ量が確定した後、年度末に支払いをさせていただく予定でございます。

次に、款5予備費の1,935万7,000円の増額は、歳入歳出予算の増減額を差し引きしたものでございます。

なお、予備費の1,935万7,000円につきましては、今後、可燃ごみの処理等において掛り経費に不足を生じた場合、充当いたしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田芳裕） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたしたいと思います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。次に原案に賛成の方の討論をお受けいたしたいと思います。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田芳裕） 討論省略と認めます。

では、以上をもって討論を終結いたします。討論省略であります。

これより議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（上田芳裕） 挙手全員であります。よって、議案第9号、平成20年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成20年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午後0時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 上 田 芳 裕

議 員 小 峰 和 美

議 員 相 馬 和 弘